

(参考)

品質表示基準に関するQ & Aの改正の概要

1 生鮮食品品質表示基準Q & A

- ① 問5 JA名とは別に原産地を表示する必要があることを明記
- ② 問11 消費者庁設置後のJAS法の内容に合わせて更新
- ③ 問12 問合せ先として、消費者庁消費者情報ダイヤルを追加し、農林水産消費安全技術センターの電話番号等を更新
- ④ 問22 アメリカ以外にも「合衆国」があるため、「合衆国」の例を削除
- ⑤ 問32 関税法基本通達の内容を最新のものに更新

2 生鮮食品品質表示基準改正（畜産物の原産地表示）に関するQ & A

- ① 問1-1、問2-1 平成16年9月の品質表示基準改正から時間が経過したことを踏まえ表現ぶりを修正
- ② 問1-2 改正の移行期間は終了しているため、移行期間についての問を削除
- ③ 「2 3ヶ月ルール関係」を「2 基本的な考え方と表示方法」に修正
- ④ 問3-1、問3-2 「主たる飼養地が属する都道府県」と「銘柄等に含まれる地名が属する都道府県」が同じ場合には原産地名の省略が可能としていたが、そのような場合であっても、「銘柄等に含まれる地名」が「主たる飼養地」と異なる場合には、原産地名を表示をしているとは見なせないことから「銘柄等に含まれる地名」とは別に原産地名を表示する必要がある場合があることを明確にするため修正
- ⑤ 問3-3 原産地名の記載を省略できない場合と、原産地として主たる飼養地が属する都道府県名を表示する必要がある場合を明確にするため修正

3 玄米及び精米品質表示基準Q & A

- ① 問30 単一原料米の場合のほかに、単一原料米以外の場合の一括表示欄外への記載方法について追加
- ② 問34 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する

る法律（米トレサ法）との関係に関する問を追加

- ③ 参考 問い合わせ窓口に消費者庁消費者情報ダイヤルを追加し、農林水産消費安全技術センターの電話番号等を更新

4 加工食品品質表示基準Q&A（第1集）

- ① 問3 消費者庁設置後のJAS法の内容に合わせて更新
- ② 問4 立入検査、指示等の主体として消費者庁を追加
- ③ 問5 問い合わせ先として、消費者庁消費者情報ダイヤルを追加し、農林水産消費安全技術センターの電話番号等を更新
- ④ 問14 飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合を表示義務の対象外としている理由を追加し、加工食品品質表示基準の書き方に合わせ、「加工」を「製造・加工」に修正
- ⑤ 問15 店内加工である表示義務の対象外となる場合の要件を、ただし書として追加
- ⑥ 問16 注意喚起のため、食品衛生法において表示が必要な場合があることを、ただし書として追加
- ⑦ 問24 引用しているQ&Aの名称を正確に記載
- ⑧ 問31 「無添加」の表示についての注意点を追加
- ⑨ 問50 有機加工食品の表示の際に参照すべき日本農林規格及び品質表示基準の名称等を追加
- ⑩ 問55 特殊包装かまぼこ類品質表示基準、風味かまぼこ品質表示基準及び魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準の原材料名の記載方法が削除されることに伴い、これらの品質表示基準に規定されていた魚種の記載方法により記載することができるよう追加

5 加工食品品質表示基準Q&A（弁当、惣菜関係）

- ① 問5 加工食品品質表示基準に基づく複合原材料の表示方法と齟齬があるため第5パラグラフを削除（当該記述は、加工食品品質表示基準に複合原材料の表示方法が盛り込まれる前からQ&Aに存在しており、この改正の施行に伴い削除すべき内容であったが、移行期間中であったため削除されずに残っていたもの）
- ② 問9 飲食料品を製造し、又は加工し、一般消費者に直接販売する場

合が表示義務の対象外となっている趣旨を追加

6 加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関するQ&A

- ① 全般－3 関税法基本通達などとの整合性をとって「実質的な加工」を「最後に実質的な変更」に修正（第1パラグラフ）し、「生鮮食品に近い」という表現を、より詳細な表現（20食品群選択時のメルクマール）に修正（第6パラグラフ）
- ② 全般－7 ばら売りの製品のことを言及していないことを明確化するため「及び包装」の文言を追加
- ③ 問1－7 原料原産地表示の対象品目か否かは、最終製品で判断するという考え方を明確化するため修正
- ④ 問4－3 カットフルーツミックスは、複数種のフルーツを使用していることを明確化するため文言を追加
- ⑤ 問6－4 米トレサ法施行後も、加工食品品質表示基準に基づくもちの原料原産地表示が必要かについての問を追加
- ⑥ 問8－2 こんにゃく生芋とこんにゃく粉を使用した場合にそれらの重量比較を行う際の注意点を追加
- ⑦ 問10－3 「アミノ酸」を「アミノ酸液」に修正
- ⑧ 参考 問い合わせ窓口に消費者庁消費者情報ダイヤルを追加し、農林水産消費安全技術センターの電話番号等を更新

7 加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）に関するQ&A

- ① 問2 平成18年8月の加工食品品質表示基準改正の移行期間は終了しているため削除し、以降の問番号を一つ繰り上げ
- ② *旧問8、*旧問10 加工食品品質表示基準Q&A（第1集）に同様の趣旨の問があるため、それらの問も参照するよう文末に記載
- ③ *旧問12 内容量自体の表示を省略できる場合について追加
- ④ *旧問18 項目名の例示を、「加工者」ではなく、より代表的な「輸入者」に修正
- ⑤ *旧問32 URLを、現在のものに修正
- ⑥ *旧問37 加工食品に「有機〇〇使用」等と表示を行うことができる場合として、JASマークが付された有機畜産物を直接原材料として使用する場合を追加

⑦ *旧問45 複合原材料の原材料の記載を省略できる場合がある旨を追加

※ 問の削除に伴い番号が繰り上がるので、変更前の番号を「旧問〇〇」と示しました。

8 加工食品品質表示基準、生鮮食品品質表示基準等の改正（業者間取引関係）に関するQ&A

○ 参考 問い合わせ窓口に消費者庁消費者情報ダイヤルを追加し、農林水産消費安全技術センターの電話番号等を更新

9 その他

○ 誤字等の軽微な修正